

接続タクシー制度の改編について

令和 2、3 年度に実施した住民ワークショップおよび令和 4 年 2 月に北山区内で実施した社会実験でのアンケートを基に、現在の接続タクシー制度の内容を改編し、新たな接続タクシー制度とするものです。

○協議事項の概要（接続タクシー制度の改編）

	現状の事業内容	変更後の事業内容
制度切替	—	令和 4 年 1 0 月～
適用法	道路運送法第 4 条（許可） 一般乗用旅客運送事業（タクシー）	変更なし
登録	事前登録制	変更なし
利用範囲	接続タクシー停留所 ⇔ バス停留所	自宅 ⇔ 最寄りのバス停留所
事前予約	利用時に電話にて予約 登録番号の確認、利用するバス停留所 と予約時間の確認	利用時に電話にて予約 登録番号の確認、 <u>登録住所</u> 、 <u>最寄りのバス停留所</u> 、予約時間の確認
事業者	安全タクシー株式会社 名鉄知多タクシー株式会社	変更なし
料金制度 (変更)	○利用者負担額：100 円 (無料乗車券や手帳の提示により、 高齢者や障がい者等は無料) ○メーター料金との差額分を町負担 (事業者から実績報告より精算)	○利用者負担額 <u>町負担額 400 円との差額</u> (初乗り運賃+迎車料金(720 円)の 半額を町負担額とする) ・無料乗車券や手帳の提示による、 <u>高齢者や障がい者等の無料は変更無し</u> ・事業者から実績報告より精算 ※制度の改編に伴い、武豊町議会へ補正予 算計上。採決後、速やかに事業者との契約 を締結する。
運行時間	8 時 0 0 分から 1 8 時 0 0 分 ※バスの運行時間に合わせている	変更なし
適用範囲	ルート数：9 ルート	自宅から最寄りのバス停留所と するため、ルートの設定はない
車両	事業者所有の車両	変更なし
周知方法	・広報たけとよ、ホームページ	・接続タクシー登録証を所持している方 へ郵送にて事前のお知らせ ・広報たけとよ、ホームページ ・憩いのサロン、福寿大学等での周知活動

○接続タクシー制度の改編による利用方法等について

周知方法

- ・現在、接続タクシー登録証を所持している方へ郵送にて事前お知らせ
- ・広報たけとよ、ホームページ

登録証発行の流れ

登録証発行場所：役場防災交通課

必要なもの：運転免許証や保険証などの身分証明書

- 手順：1. 上記必要なものを持参して役場防災交通課窓口に来庁してもらう
2. 定められた申請書に記入及び注意事項、
利用する最寄りのバス停留所を確認
3. 記載内容を確認し、申請者に登録証を渡す
4. 申請書の内容を事業者へ送付

乗継券の扱いについて

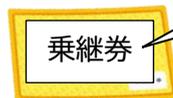
- ・従来どおりコミュニティバスへの乗継券の発行を行う

**ただし、コミュニティバスから接続タクシーを利用時は、
乗継券により利用者負担額から 100 円を差し引くものとする。**

(町負担額については、400 円+100 円 (乗継券利用分) で 500 円となる)

イメージ

行き



従来どおり乗継券にて
コミュニティバスへ乗車



帰り



利用者負担額から 100 円を差し引く
○メーター料金：720 円の場合
通常は、720 円 - 400 円 (町負担額) = 320 円が
自己負担額となるが、
320 円 - 100 円 (乗継券利用分) = 220 円が
自己負担額となる

武豊町接続タクシー事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、武豊町コミュニティバス（以下「バス」という。）を補完する移動サービスとして実施する武豊町接続タクシー事業（以下「接続タクシー事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 運行事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者で武豊町と接続タクシー事業の委託契約を締結している事業者をいう。
- （2） 接続タクシー 運行事業者が登録者（第6条第2項に規定する武豊町接続タクシー利用登録証（以下「登録証」という。）の交付を受けた者をいう。以下同じ。）の申込みに応じて、次条に規定する運行範囲を有償により運送する普通車両をいう。

（乗降場所）

第3条 接続タクシーの乗降場所は、登録証に記載する登録者の住所（以下「登録住所」という。）及び登録住所から最寄りのバス停留所（以下「登録停留所」という。）で、接続タクシーの運行範囲は、登録住所と登録停留所を結ぶ区間とする。この場合において、運行区間内における途中の立ち寄りとはできないものとする。

2 バス停留所への停車位置については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第5項に定める駐停車禁止区域を除く位置とする。

（運休日）

第4条 接続タクシーの運休日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、災害時等、町長が特別の理由があると認めるときは、臨時に運休日を定めることができる。

（利用対象者）

第5条 接続タクシーを利用することができる者は、町内に住所を有し、次条の規定による利用登録を完了した者とする。ただし、第9条に規定する登録の取消等を受けた者は、接続タクシーを利用することができないものとする。

（利用登録等）

第6条 接続タクシーを利用しようとする者（以下「登録者」という。）は、武豊町接続タクシー利用登録申請書（様式第1号）に本人であることを確認できる書類の写しを添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、接続タクシーを利用することが適当であると認めるときは、登録の決定をし、武豊町接続タクシー利用登録証（様式第2号）を登録者に交付するとともに、登録した内容を運行事業者と共有するものとする。

3 特別な事情により本人による申請が行えない場合は、代理人による申請を行うことができる。この場合において、第1項に規定する書類のほか、代理人

本人であることを確認できる書類の写しを添えて町長に申請しなければならない。

(登録証の再交付)

第7条 登録者は、登録証を紛失し、破損若しくは汚損し、又は盗難にあったときは、武豊町接続タクシー利用登録証再交付申請書(様式第3号)により町長に再交付を申請することができる。

(登録証の譲渡等の禁止)

第8条 登録者は、登録証を他人に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(登録の取消等)

第9条 町長は、登録者が次のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(1) 虚偽の申請により登録したとき。

(2) 不正に利用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、接続タクシーを利用することが適切でないとして町長が認めるとき。

(登録証の返還)

第10条 登録者が死亡、転出その他の利用により使用しなくなったときは、速やかに登録証を町長に返還しなければならない。

(利用手続等)

第11条 登録者は、接続タクシーを利用しようとするときは、運行事業者に登録番号と乗降場所を伝え、電話で申し込まなければならない。

2 登録者は、接続タクシーを利用しようとする30分以上前を目安に申込みを行うものとする。

3 申込みの受付時間は、運行事業者が営業している時間とし、運行時間は、バスの運行時間に準ずるものとする。

4 申込みを行った登録者(以下「利用者」という。)は、乗車の際に登録証を運転手に提示しなければならない。

5 運行事業者は、利用者からの予約の際に登録証に記載されている登録番号を確認するものとする。

6 利用者に介助が必要である場合は、介助者も同乗することができる。

7 未就学児が接続タクシーを利用するときは、保護者が同乗しなければならない。

8 利用する際、一人でも登録者がいれば登録者以外の者との同乗はできるものとする。

(申込みの変更及び取消し)

第12条 申込みの変更及び取消しは、利用者が申込みをした運行事業者に電話により連絡しなければならない。

(乗車の拒否)

第13条 運行事業者は、運行事業者が定める一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款において、乗車を拒否できると規定されている者の乗車を拒否することができる。

(利用料金)

第14条 接続タクシーの利用料金は、1回の乗車につき、町負担額400円を差し引いたその差額とする。ただし、バスを降車した際に受け取った乗継券を有している場合は、町負担額400円に加えて100円を差し引いた額とする。また、以下の場合、利用者は無料で利用できるものとする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けている人がいる場合
- (2) 無料乗車券の交付を受けている人がいる場合

(割引適用)

第15条 タクシー料金に対し、障害者割引または運転免許証返納割引を適用した場合は、適用後の額を利用料金とする。ただし、他の制度によりタクシー料金が助成される場合は、この要綱の規定は適用しない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。